

## 運の平等論をめぐる攻防 ——VS社会関係に基づく平等論の地平

井上 彰

ジョン・ロールズが『正義論』(Rawls 1971)において、自然的・社会的偶然性を道徳的観点からみて恣意的だとする議論を展開して以来、ロナルド・ドゥオーキン、G・A・コーエン、リチャード・アーネソンらによる、適理的には (reasonably) 予測不可能な、もしくは (自発的な) 選択を経していない自然的運 (brute luck) の影響を中立化すべきだとする運の平等論 (luck egalitarianism) が、平等主義的正義論における有力な立場とみなされてきた。その一方で、運の平等論には厳しい批判も投げかけられてきた。そうした批判のなかでも最も影響力があるのが、ロールズの社会的協働 (social cooperation) の理念を継承しつつ、社会関係のなかで人びとを平等に扱うことの規範的重要性を謳うエリザベス・アンダーソンやサミュエル・シェフラーらの社会関係に基づく平等論 (social relations egalitarianism) である。

本稿では、ともにロールズの議論に端を発する平等主義的正義論である運の平等論と社会関係に基づく平等論が、どの部分で違いもしくは対立をみせるのかについて、論争の経緯をふまえながら三つのラウンドに分けて検討する。

### 第一ラウンド——運の平等論の実践的問題と多元主義をめぐる攻防

運の平等論をめぐる攻防の第一ラウンドを検討する前に、ロールズ正義論の概要について押さえておこう。ロールズが『正義論』において、すべての自由かつ平等な存在が等しく遇される秩序ある社会を追い求めるという前提のもと、その秩序ある社会を支える正義原理を剔抉しようとしたことは周知の通りである。その前提の根幹には、人間が道徳的に平等な存在として、社会的協働によって得られる利益を公正に配分するスキームを適理的に支える、という社会的協働の理念がある。その理念を背景にして、誰もが適理的に受容しうる正義原理を選定すべく、社会契約の初期状況、すなわち無知のヴェール (veil of ignorance) によって生まれつきの能力や社会的身分に関する情報が剥奪された原初状態 (original position) が提起される。この契約論的な平等構想を裏付けるのは、生来の能力差や社会的身分の違い——ロールズが「自然的・社会的偶然性」と呼ぶもの——を道徳的観点からみて恣意的だとするわれわれの直観である。その直観に照らして、正義の二原理——とくに最不遇者に最大限の利益が行き渡る配分ならば

不平等な事態を許容するという格差原理——が導かれる。以上がロールズの筋書きである。

このロールズの正義構想は、二つの特徴を有する。第一の特徴は、(道徳的) 構成主義 (constructivism) である。このことは、自由で平等な人格を支える合理性や社会的協働を支える心理的動機——ロールズが「正義感覚」と呼ぶもの——にみられる人間社会の一般的「事実」に基づいて、「規範」的原理を導こうとするロールズの議論構成からして明らかである。原初状態は、自然的・社会的偶然性が関わってくるような個別の情報を排除して、人間社会の一般的事実だけにに基づいて正義原理を選定するための仮想的装置である (Rawls 1971, pp. 137, 158)。第二の特徴は、制度主義である。ロールズの議論において正義原理の適用対象は、秩序ある社会を具体化する社会的・政治的諸制度——ロールズの言葉で言うと「社会の基本構造」——である。したがって正義原理は、人びとの個人的選好に直接働きかけることを目的とはしていない。あくまで制度を公正なものにすることで、社会的協働の恩恵をすべての自由で平等な人びとに行き渡らせるようにすることが、ロールズ正義論の最たる課題である (Rawls 1971, pp. 7-11)。格差原理を含む正義の二原理は、人びとが適理的に受容するという契約論的構想の産物であることを忘れてはならない。

以上をふまえて、運の平等論がどういう正義構想かに迫りたい。運の平等論は、自然的・社会的偶然性が正義原理の選定に関与することの道徳的恣意性を問題視する理念を出発点としている。その理念はまず、ドゥオーキンの自然的運への対処を求める議論、すなわち「熟慮を経たギャンブルとは言えないリスクがどのような仕方の人びとに降りかかってくるのか」を平等論における根本問題とする議論によって具体的に構想化が図られた (Dworkin 2000, p. 73 邦訳一〇五頁)<sup>(1)</sup>。その構想をふまえて、今日の運の平等論の基本テーゼを提示したのがコーエンである。コーエンはドゥオーキンの問題提起を受けて、「平等論の根本目的の主要部分は、分配に対する自然的運の影響を消滅させること」であり、「自然的運は、正しい平等にとっての敵である」と主張したことで有名である (Cohen 1989, p. 931)。この主張が運の平等論の代表的見解として位置づけられ、熟慮を経たギャンブルに代表される選択的運 (option luck) ——自発的選択の結果と言うべきもの——と区別される自然的運を中立化 (neutralization) すること——当事者にとって運を可能な限り中立的なものにすること——が運の平等論の基本テーゼとなり、今日に至っている。

このテーゼが含意するのは、第一に自然的運と選択的運の区分が可能であること、第二に自然的運だけを中立化対象とし、選択的運 (自発的選択の結果) については介入しないこと、第三に自然的運の中立化は正義の目標であること、以上三点である。運の平等論に対する 1990

(1) ちなみにドゥオーキンは、自身が運の平等論者であることを否定していた (Dworkin 2002, pp. 115-117)。とはいえ、ドゥオーキンの議論が運の平等論として位置づけられることは衆目の一致するところである (Knight 2013, p. 924; Hirose 2014, p. 42 邦訳四九-五〇頁; Lippert-Rasmussen 2016, p. 11)。なお、ドゥオーキンの平等主義的正義構想については、別のところで本格的に検討しているのでそちらを参照されたい (井上二〇一七、第二章)。

年代半ばから2000年代初頭にかけて起こった批判は、この三つの含意への批判として位置づけられる。

第一の含意については、選択的運と区別される仕方での自然的運を定義することの困難性をめぐって批判が巻き起こった (Lippert-Rasmussen 1999; 2001; Price 1999; Vallentyne 2002; 詳しくは、井上二〇一五、二三三-二三五頁)。本稿では運の平等論と社会関係に基づく平等論との論争に焦点を当てるために、この批判については扱わずに、選択的運と自然的運の区分が可能であることを前提に議論を進める。

第二の含意への批判は、今日においてもなお、運の平等論批判の中心を占めている。その流れをつくったのは、アンダーソンである。アンダーソンの批判は主として二点に渡る。第一に、運の平等論が自発的選択の結果については介入しないとするので、過酷な政策を推奨してしまうとする批判——過酷な政策批判 (the harshness objection) ——である (Anderson 1999, pp. 295-298)。第二に、中立化の一環としての自然的不運の緩和について、その手段 (方策) を問わないことで生じる問題、すなわち自尊や等しい尊重の原則を蹂躪するような補償政策を実施してしまうことを阻止できないとする批判——屈辱的な政策批判 (the humiliation objection) ——である (Anderson 1999, pp. 302-307)。

第三の含意への批判は、そうした反直観的な政策を「正義の名の下に」支持することの問題性を指摘するものである。それゆえ、第二と第三の含意への批判は強い関連性を有するものとなっている。もっとも、第三の含意への批判は、運の平等論の実践的含意に基づく第二の含意への批判よりも、正義の目的を (自然的運の中立化による) 平等の実現と設定することへの批判として成立しうることから、その射程は広い。周知のようにこの批判 (に類するもの) は、ロバート・ノズックに端を発する「正義論としてのリバタリアニズム」からも投げかけられている (Nozick 1974, pp. 183-189邦訳三〇七-三一五頁)。本稿では、運の平等論VS社会関係に基づく平等論という、平等主義的正義論「内部」の論争に検討対象を絞るという観点から、第二の含意への批判を中心に、すなわち、アンダーソンの議論を軸に論争の本質に迫ることとする。

アンダーソンは反直観的な実践的含意をもつ運の平等論に代わり、人間の道徳的平等性に基づく「民主的平等 (democratic equality)」の理念を提唱する。民主的平等が目指すのは、抑圧的なハイアラーキーを解消するために、自由で平等な市民による生産的な社会的協働関係をベースとして、資源分配に限らず道徳的平等の理念に抵触するような様々な諸問題を公的に議論できるようにすることである (Anderson 1999, pp. 316-326)。それゆえ民主的平等の観点からは、自発的選択を規範的根拠とする過酷な政策や自尊を蔑ろにするような屈辱的な政策は容認されない。同様の議論は、多様な存在が等しくかつ能動的に社会を支える関係性を所与とする「社会的・政治的理想としての平等 (equality as social and political ideal)」の考え方を打ち出すシェフラーも展開している (Scheffler 2010, pp. 199-207)。この(アンダーソンと共有しうる) 平等構想は、ロールズの議論が出発点となっている。すなわちそれは、自由かつ平等な存在で

あるわれわれが支持しうる社会的協働の理念を背景に、社会の基本構造を正義に適ったものにすることを目指す、という構成主義的・制度主義的平等構想である。そこに、社会関係に基づく平等論の基本テーゼが集約されている。

この、社会関係に基づく平等論からの批判に対し、運の平等論者はどのように応答したのだろうか。運の平等論者は、自然的運を中立化するという意味での平等の実現を正義の目標として厳格に位置づけるべきだと主張する。運の中立化はあくまで正義の目標であって、他の（道徳的）価値の存在や役割を否定するものではない、と（Barry 2006, pp. 99-101; Knight 2009, pp. 198-225; Segall 2010, pp. 64-68; Tan 2012, pp. 30-34）。こうした多元主義に訴える運の平等論者による応答は、過酷な政策批判に対しては、たとえば人道的配慮の観点から基本的ニーズの充足を優先しうるがゆえに問題にはならないと主張する。また、屈辱的政策批判に対しては、自尊の考慮を道徳的に重んじる観点からスティグマを回避しうる政策を「すべてを考慮に入れたうえで」推奨することから問題にはならない、と反論する。

たとえばコークーチョア・タンは、個人の生き方や動機の多様性をふまえて分配的正義と他の価値が機能する領域とを分けるリベラルな伝統——いわゆる「道徳的分業（the moral division of labor）」の考え方——に則って、種々の規範的価値や考慮をそれぞれの道徳的領域に割り当て、社会の基本構造に反映させる多元主義的な運の平等論を展開する。これによりタンは、道徳的価値や考慮が互いに衝突しない、換言すれば、いずれの価値も別の価値によっては覆されることのない運の平等論体系を構築しうることを主張する（Tan 2012, pp. 100-102）。このように多元主義を採用することで、社会関係に基づく平等論者からの批判に過不足なく応答しうる、というのが運の平等論者の言い分である。

この応答には、様々な問題点がある（井上二〇一五；二〇一六；Inoue 2016）。ここで強調したい問題点は、多元主義の採用により、仮に運の平等論の実践的含意に基づく批判を回避できたとしても、それだけでは運の平等論が積極的に支持しうる立場であることを示したことにはならない点である。なぜなら、多元主義は社会関係に基づく平等論においても採用しうる理念であることから、社会関係に基づく平等論ではなく、ほかならぬ運の平等論の正当化に貢献するものとはなりえないからである。運の中立化が正義の中核部分を占める限り、その特性や価値としての効力を明らかにする議論なくしては、運の平等論の積極的な正当化は望みえないだろう。したがって、運の平等論と社会関係に基づく平等論との対立を検討するにあたっては、双方が正義の中核に何を置いているのか、言い換えればどのような「原理」を正義のコアに据えるのか、そしてその位置づけをいかにして正当化しうるのかが重要になってくる。この論点に真正面から向き合ったのが、運の平等論者のコーエンと社会関係に基づく平等論者のアンダーソンである。

## 第二ラウンド——正義原理の身分とその正当化をめぐる対立

コーエンはアンダーソンが与している契約論的な平等構想、すなわち正義原理は、われわれが自由で平等な人格として想定しうることをふまえて剔抉された人間社会の一般的事実のみに基づいて導かれる、とする構成主義の考え方を、(正義)原理の規範的源泉に関する誤った見方を前提にしたものであると批判する。なぜなら、人間社会の一般的事実が特定の原理を支持する理由を問うことは、まったくもって可能だからだ。その問いの遡及は、いかなる事実からも自由な、最終的な根拠づけを提供する根本原理 (fundamental principles) に訴えなければ永久に続いていくことになる。「なぜ人間社会の一般的事実が正義(の二)原理を支持するのか」は、「人間社会の成員として自由かつ平等な人格としての扱いを受けるべき特徴を有する者への尊重」を謳う根本原理に訴えることなくしては応答しえない、とコーエンは主張する (Cohen 2008, pp. 235, 262-263)。

となると、ロールズの正義の二原理はどのようなものとして位置づけられるだろうか。コーエンに言わせれば、ロールズの正義の二原理はせいぜい根本原理ではなく統御のルール (rules of regulation) にすぎない。統御のルールは社会的なコンテキストに強く関わる経験的事実や、正義以外の価値ないし原理をふまえて、政策や行為を規範的に統御するためのものである。正義の根本原理は逆に、そうした事実には制約されない規範的信念や態度を背景にして成立する。コーエンは、ロールズが両者を混同していると批判する (Cohen 2008, chap. 7)。

そのうえでコーエンは、正義の根本原理としてふさわしいのは、自由で平等な道徳的人格構想ではなく運の中立化であると説く。その消極的理由としてコーエンがあげるのは、統御のルールの次元では、運の中立化による正義の根本原理を実現するうえで考慮すべき経験的事実や規範的考慮群が、過酷な政策批判と屈辱的な政策批判に有効に働くことである (Cohen 2008, pp. 271-272)。しかし重要なのは言うまでもなく、その積極的根拠である。コーエンによれば、根本原理自体、その支持者の直観、すなわち「自分が支持する原理がどのようなものであり、かつ、なぜそれを支持するのかについてはっきりと把握していること」により特徴づけられる (Cohen 2008, p. 233)。

それでは、この「心の明証性 (the clarity of mind)」要求に従えば、運の平等論を正義の根本原理として位置づける積極的理由を見出しうるだろうか。管見の限り、それは無理である。なぜならコーエン自身が認める通り、それは人びとが実際に心のなかで描けるかどうかで規定されるものというよりは、純粋に論理的産物とでも言うべきものだからだ。根本原理に至る推論を受け入れたとしても、心の明証性それ自体に特定の根本原理を支持する根拠が何か見出されうるわけではない (Cohen 2008, p. 247)。それゆえ、心の明証性への訴えは、正義の根本原理として運の平等論を定位させる積極的根拠をもたらすものではない。

ではコーエンの議論において、正義の根本原理を運の平等論とする積極的根拠とは何か。管

見の限り、コーエンの格差原理批判——より精確には、ロールズが正当化する格差原理への批判——の一環として展開した「個人間テスト (the interpersonal test)」を充たすかどうか、その根拠に関わっている。コーエンが個人間テストを用いるのは、特定の議論(が依拠する原理)がコミュニティの成員による特定の振る舞いを許容するとき、その行為自体が正当化されるのか否かによって、その議論(が依拠する原理)の正当性が揺らぐのかどうかを見極めるためである。たとえば、子どもを誘拐した犯人が、その子の親に対して「身代金を払わなければ子どもは返さない」と伝えたでしょう。この言い分は、犯人が身代金と引き換えに確実に子どもを親に返すとしても、誘拐した行為それ自体を正当化するものとはならない (Cohen 2008, pp. 38-41)。この例からもわかるように、誰がその議論を提示したのか、かつ／または、誰に対してその議論が提示されたのかによって、その議論の正当性が疑しいものとなる場合、その議論(が依拠する原理)の包括的正当化には失敗していることになる (Cohen 2008, pp. 41-46)。

コーエンは、人間の一般的な合理的動機のあり方をふまえて、才能ある富裕層のインセンティブ報酬を、最不遇者も含めた全員の利益に最大限貢献する限りにおいて許容するロールズの格差原理は、個人間テストを充たしておらず、ゆえに格差原理の包括的正当化に失敗していると主張する。なぜならロールズは格差原理を、インセンティブ報酬が認められなければ貢献しないという、才能ある富裕層のありのままの意図を織り込んで正当化すべきものとして扱っているからである (Cohen 2008, pp. 70-73)。

では、包括的に正当化する格差原理は存在するのだろうか。コーエンはそうした格差原理の解釈として、富裕層のありのままの意図を織り込まない格差原理の解釈——厳格な格差原理 (the strict difference principle) ——を提示する (Cohen 2008, p. 68ff)。正義に合った社会というのは、恵まれた才能をもつ富裕層も喜んで当該原理に服してこそ実現する。となるとそれは、才能に恵まれた富裕層が進んで税金を払う社会であるはずだ。このことからコーエンは、正義原理が強制的ルールを支える社会的・政治的制度だけでなく、人びとの日々の態度に関わるエートスとしての役割も果たさなければ、厳格な格差原理からみて正当な社会とは言えないと考える。それゆえ、当該解釈に従えば、正義に合った社会は平等主義のエートス (the egalitarian ethos) の定着をも要請する (Cohen 2008, p. 73)。

以上のコーエンの主張と運の平等論者としての彼の立場とを整合的に考えれば、運の平等論が個人間テストを充たすものであるかどうか、これが重要になってくる。これについては、運の中立化は、誰がそれを提示したか、もしくは、誰に対しそれが提示されたのかによっては、その原理の正当性は揺るがないことから、個人間テストを充たしうると言える。そのうえで、運の中立化をふまえて統御のルールを構築する場合、そのルールは、才能という自然的運に左右されるインセンティブ報酬を不公正とみなす平等主義のエートスに (少なくともその将来的な実現も含めて) 著しく反しないことが、その成立にあたっての必要条件となる。根本原理としての運の平等論は、あらゆる自然的運に由来する不平等を不公正——不正の一つの有力な源泉——だとして、そうした統御のルールを原理的に導くことを要請する。それに対して、自由で平等

な道徳的人格構想に依拠する場合には、インセンティブ報酬を許容する格差原理を適理的なものとして正当化してしまうことから、個人間テストを充たしえない——そうコーエンは考えていたとみてよいだろう<sup>(2)</sup>。

この見方に対して、アンダーソンは二人称的観点 (the second-person standpoint) から、インセンティブ報酬に対する個人の選好に一定のウェイトを割り当てる社会関係に基づく平等論の適理性を強調する (Anderson 2010)。二人称的観点によれば、お互いを尊敬ある存在としてみなさなければならないという根本理念の下、一定の要求を相手に行う者は、その要求を相手にとって適理的に受け入れられるものにする責任を負っている。その責任は、要求される側である相手が要求者に対し応答責任 (accountability) を課すという含意をもつ。その含意を支えるのが、自分の権威性 (authority) の揺るぎなさであり、それが相互に見出されることで応答責任の相互性が確認され、それにより道徳的義務が醸成される (Darwall 2009)。翻って、アンダーソンが支持する社会関係に基づく平等論は、分配そのものの平等ではなく、自由かつ平等な人格同士の道徳的な関係に基づいて等しい処遇を求める立場である。それゆえ社会関係に基づく平等論は、まさに二人称的観点から、すなわち常に相手に適理的な要求を突きつける遂行的主張の存在を背景に、お互いが適理的に受容しうる正義原理を支持する (Anderson 2010, pp. 2-6)。

対照的に運の平等論は、アンダーソンに言わせれば、社会関係や人格の道徳的重要性とは独立に事態の善し悪しを、自然的運が介在しているかどうかによって、いわば三人称的観点 (the third-person standpoint) から帰結主義的に措定しうるとする立場である。アンダーソンは、モーツァルトの才能に嫉妬するサリエリの例により、その観点の問題性に迫る。コーエンの立場からすれば、サリエリはモーツァルトと比べて才能で劣っていることで不正義 (不公正) を被っていることになる。しかし、サリエリはモーツァルトに傷を負わされていないし、いかなる者も二人の才能差に起因する不利益を被っていない以上、サリエリがモーツァルトに対し異議申し立てをすることが正義に適っているとは言いがたい。その異議申し立てが万が一にも受け入れられるとすれば、その運命を与えた (とされる) 神の存在を前提にするほかない。だが、われわれが住まう世俗的倫理の世界では、そのような異議申し立ては通用しない。根本原理としての運の平等論は、神の視座に相当する三人称的観点から、その申し立てを正義に適ったものであると判定する。そこには、道徳的個人間で問われる、相手が適理的に受容しうるかどうかにかまつわる異議申し立ての要素はない。すなわち、運の平等論は個人間で問われる正義の理由

---

(2) とはいえ、コーエンはインセンティブ報酬を許容する格差原理が、公共政策の原理となりうること——より正確には、その適用を正しいとするコンテキストがあること——を否定しない。それどころかその格差原理が、平等主義のエートスが定着していない状況では、分配的正義の観点からみて最適なものである可能性さえも否定しない (Cohen 2008, p. 85)。このコーエンの主張は、個人間テストによって包括的に正当化する議論 (が依拠する原理) に関する主張と整合的ではない。しかしコーエンの議論において、運の平等論を正義の根本原理に据える積極的根拠として、個人間テストを充足するかどうかは鍵であるのは、心の明証性だけで積極的根拠を提示しえないことからしても明らかである。

の要件を欠くのだ (Anderson 2010, pp. 7-12)。

そのことは、コーエンによる個人間テストの要求を充たす格差原理の正当化にも現れている。才能ある富裕層によるインセンティブ報酬の要求を織り込むこと自体、正義の根本原理に反するとのコーエンの主張に対し、アンダーソンからすれば、実際の世界に住まう人びとの道徳的能力や個人的選好を一定程度ふまえたものでなければ、そもそもその主張自体、適理的に受容されるものとはならない。それゆえアンダーソンはロールズと同様、個人的選好に一定の余地を与え、正義の適用対象をあくまで社会の基本構造に限定する格差原理を支持する。もしコーエンが言うようにインセンティブ報酬を認めない厳格な格差原理を採用してしまうと、ある種の才能隷属状態を生んでしまい、人びとの個人的選好を無視するという意味で適理性を欠く課税政策が推奨されてしまいかねない (Anderson 2010, pp. 14-15)<sup>(3)</sup>。他者への要求が適理的なものであるかどうかを重視する二人称的観点からすると、三人称的立場に準拠する運の平等論は、人間の一般的な認知・行動能力を反映する人間社会の一般的事実を無視した、「当為は可能を含意する (ought implies can)」という原則を充たさない受け入れがたい構想にすぎない——アンダーソンはこう結論づける (Anderson 2010, pp. 17-22)。

### 第三ラウンド——正義のコンテクストをめぐる対立

だが、正義の根本原理としての運の平等論と人間同士の道徳的關係に根ざした社会関係に基づく平等論との違いが、果たしてアンダーソンが言うように原理を正当化する観点の違いによって的確に特徴づけられるだろうか。アンダーソンの見立てでは、前者は三人称的観点から(世俗の世界の正義とはまったく異なる正義として)裏付けられるが、後者は二人称的観点から裏付けられる。しかし、二人称的観点からの運の平等論の正当化や三人称的観点からの社会関係に基づく平等論の正当化はありえないのだろうか。カスパー・リッパートーラスムッセンが指摘するように、資源配分が相手の適理的な要求に応じられない(すなわち、応答責任を果

---

(3) アンダーソンがコーエンの議論に沿った課税政策の例としてあげるのは、才能ある富裕層がもつ稼得能力については市場の基準を適用し、そのうえでその能力分の報酬に百パーセントの課税をかけるというT・M・ウィルキンソンの提案である (Wilkinson 2000, chap. 10)。この課税スキームでは、才能ある富裕層の仮想的選好、すなわち「自分がその報酬を得ていたのなら選んでいたはずだ」という仕方では表現される個人的選好と、平等主義のエートスがその職を選ぶように義務づけることとは矛盾しない。だがアンダーソンは、そもそも仮想的選好の形成に依る基礎を見出しうるのが不分明であると主張する。ある職業を選ぶことのインセンティブは、それによって実現する様々な消費活動があってこそ働く。したがって、ただ単に仮想的に得られたはずの報酬を想定するだけでは、個人的選好は充たされえないと考えるべきである。以上から、アンダーソンはウィルキンソンの課税スキームが、報酬の使い道を含めた情報を等閑視するものであるがゆえに、才能ある富裕層に適理性を欠く要求を課してしまうものであると結論づける (Anderson 2010, pp. 14-15)。

たすことができない) 人びとに起因する場合に限り、その配分は不正であるという見方も可能である。となれば、自然的運に起因する不可避の不平等を常に不正とする見方は、仮にその要求の規範的根拠が運の平等論によって説明される場合にも(上記の条件節により)斥けられる。また、人間同士の道徳的関係の不正性が、相手の適理的な要求に応じられない人びとに起因しない場合に見出される可能性も否定できない。この可能性は、社会関係の不正義が、三人称的観点から示される可能性を含んだものである(Lippert-Rasmussen 2016, pp. 202-203)。このように「三人称的観点から正当化される運の平等論」と「二人称的観点から正当化される社会関係に基づく平等論」という区分は、正義原理と正当化の関係を決定づける区分とは言えないのではないか。

以上に鑑みると、コーエンによる個人間テストに基づく厳格な格差原理の正当化は、三人称的観点から示される人間同士の道徳的関係の不正性をふまえてのものであると捉えることも可能である。この立場をわれわれが採りえないとするアンダーソンの主張は、先にみたように、それが人びとに適理性を欠く要求をしてしまうことを根拠にしたものとなるだろう。この主張は、正義原理と正当化に関するアンダーソンの区分にとらわれない立場からは、次のように解釈できる。すなわち、人間同士の道徳的関係に関する正義は、その要求自体が適理的かどうかによって決まる。その意味するところは、人間の一般的な認知・行動能力をふまえた人間社会の一般的事実を無視しては、正義は成立しえないということ、すなわち、正義は人間社会の一般的事実から成るコンテクストを無視しては成立しえないということにほかならない。重要なのはそれが、二人称的観点からでないことと尊重できない類の主張内容ではない、ということだ。言い換えれば、人間社会の一般的事実によって規定される適理性の要求それ自体が、コーエンの厳格な格差原理を斥けているのである。その要求が三人称的観点によって尊重されるかどうかは、その適理性がもつ規範性次第で決まってくる。なぜなら、帰結主義的にその規範性が評価されるからだ。

それでは、コーエンの厳格な格差原理は、正義のコンテクストを無視するものであろうか。確かにコーエンは、人間社会の一般的事実というコンテクストに根ざした正義原理としての格差原理(およびそれを支持する自由で平等な道徳的人格構想)では、個人間テストを充たしえないとして斥けている。この議論で重視されているのが、市場社会におけるむき出しの意図を織り込んでの正当化を許容する、才能ある富裕層のインセンティブ報酬の問題性である。つまり個人間テストが排除しているのは、人間社会をとりまくコンテクスト全般が正義論に関与することではなく、あくまで誰が当該議論の主張者か、かつ/または、誰に対しそれが提示されたのが不可避に関わってくる点である。それゆえ、人間社会の一般的事実を構成する人間の道徳的能力や一般的な個人的選好という特定のコンテクストを尊重しないことをもって、(その特定のコンテクストを十全に尊重しようとされる二人称的正当化を引き合いに出して)コーエンの主張を斥けることはできないだろう。むしろ、コーエンの主張において問われてくるのは、平等主義のエートスが定着した世界が、正義のコンテクストとして適正かどうか、であ

る<sup>(4)</sup>。

以上をふまえると、(コーエンの) 運の平等論と (アンダーソンの) 社会関係に基づく平等論の論争は、三人称的正当化か二人称的正当化か、という論点よりも、人間社会の一般的事実というコンテクストの適理性と個人間テストで測られるコンテクストの適正性をめぐってのものであるとは言えないだろうか。その点をふまえて、運の平等論と社会関係に基づく平等論の論争地平の第三ラウンドを描くと、以下のようになる。

まずは、運の平等論における正義のコンテクストの適正性について検討しよう。厳格な格差原理が個人間テストを充たすことの意味は、自然的運に左右されることの不正性を受けて、そのコンテクストが正義の判断に関わらないようにするためである。逆に言うと個人間テストは、正義の判断に関わるコンテクストとして、市場社会で培われた自己利益的動機を平等主義のエートスに従う動機に組み替えた世界にまつわるコンテクストを定位させる。そのコンテクストでは、人びとの動機構造のなかに平等主義のエートスが浸透していることが、正義の発動において求められることになる。それが意味するのは、ある種の「人間改造」が厳格な格差原理の適用のために求められる、ということである。当然、そのようなコンテクストの定位は、われわれに極端な道徳的厳格性を要求する点でそのままでは受け入れがたいことのように思われる。

その点をふまえてコーエンが提出するのは、平等主義の要求に完全に従わなくてよいとする個人的特権 (personal prerogatives) を認め、その限りで結果的な不平等を是認するという考え方である (Cohen 2008, pp. 61-62, 387-394)。その特権には、一定の自己利益に基づく動機以外にも、特定の者への愛情に動機づけられた個人の選択なども含まれている。それはロールズやアンダーソンの議論とは異なり、必ずしも富裕層のインセンティブ報酬を約束するものではないし、特権が付加的に増えることで、その分大きな不平等が認められることを保障するものでもない (Cohen 2008, pp. 389-392)。このようにコーエンは、個人間テストにより示唆される正義のコンテクストに、(それとコーエン自身は両立可能だと考える) 個人的特権を不平等が許容される条件としてくわえるのである。

しかし問題となるのは、個人間テストと個人的特権がそのコンテクストの適正性を担保する

---

(4) くわえて、アンダーソンの社会関係に基づく平等論は、われわれの道徳的能力や社会についての一般的知識をふまえて、インセンティブ報酬に対する人間の個人的選好に一定のウェイトを置くことができる制度的正義論を正当化する。アンダーソンは、二人称的観点がその役割を十全に果たすと考えているようだが、しかし本当にそう言えるのだろうか。というのも、二人称的観点が制度的正義論を正当化しようとしても、三人称的立場がそうした正当化を提供しえないとする議論は成立しないし、そもそも二人称的正当化の方がよりよい正当化であるという保証もない。たとえば、タンの運の平等論は、社会の基本的制度に限定して適用される運の平等論を、根本原理と分配原理とに分けたうえで正義原理を多元的に構成することを通じて正当化する議論を展開している (Tan 2012)。ちなみに、タンの議論については別稿にて詳しく検討したので、そちらを参照されたい (Inoue 2016)。

かどうか、である。そもそも個人間テストは、適正なコンテキストとそうでないコンテキストを振り分ける独立した基準としての性格を備えているだろうか。この基準は、運の平等論を根本原理とする積極的根拠を示すものである以上、運の平等論によって正当化されるものであってはならない（さもなければ、論点先取の誤謬に陥っていることになる）。何より重要なのは、個人間テストに基づくコンテキストの振り分け基準を正当化する根拠の所在である。コーエン自身は、そうした基準なり根拠なりを正当化する議論を提出していない。またコーエンは、個人的特権に含まれる個人の選択に関する議論は、平等主義のエートスとの両立可能性をほのめかす議論しか提出していない。したがって、許容される一群の個人的特権それ自体が、いかにして正当化されるのかについては不明なままなのだ。実際、コーエン自身はそうした正当化に資する議論を提出していないことを認めており、あくまで直観的に支持されるであろうとの見込みを述べるにとどまっている（Cohen 2008, p. 392）。これらの正当化を心の明証性テストに託すことができないのは、ここで繰り返すまでもないだろう。

では、社会関係に基づく平等論における正義のコンテキストの適正性については、どうだろうか。社会関係に基づく平等論は、人間社会の一般的事実をふまえて、正義原理の適理的受容可能性を重視するところから出発している。先にみたように、それは、人間社会の一般的事実の適理性が鍵となっていることを意味している。実際、ロールズの契約論的正義論は、人間の認知・行動能力の限界をふまえた一般的な道徳感情や選好形成能力といった人間社会の一般的事実だけを参照して導き出せる正義構想（＝正義の二原理）こそ、われわれにとって適理的に受容しうる正義原理であると宣言するものであった。この点に鑑みると、人間社会の一般的事実が、正義の二原理を成立させるための充分条件になっているとさえ言える（Pogge 2009, pp. 98-101）。

しかしそのことは、正義原理が人間社会の一般的事実に大きく左右されることを含意する。たとえば、人間の能力差が大まかな平等性を覆すほどの有意な差があることが科学的に証明されたとしよう。もしその知見が一般的知識として組み込まれば、われわれはたとえば優れた人をそうでない人よりも厚遇することを要求する正義原理を、その適用によりすべての者に利益が行き渡るがゆえに採用する可能性がある。この帰結をわれわれは果たして、「正義」原理の正当な採択の結果として受け入れるのだろうか（Estlund 2011, pp. 226-227）。

## 判定

運の平等論と社会関係に基づく平等論との戦いは第三ラウンドまで来た。しかし決着はまだついていない。なぜならこれまでみてきたように、正義のコンテキストの適正性をめぐって運の平等論も社会関係に基づく平等論もそれぞれ問題点や課題を抱えているからだ。今後は、こうした正義のコンテキストをめぐる議論の問題点や課題をめぐって、まだまだ熱い戦いが繰り返されていくと言えよう。

## 参考文献

- Anderson, Elizabeth S. (1999) "What Is the Point of Equality?" *Ethics* 109: 287-337.
- (2010) "The Fundamental Disagreement between Luck Egalitarians and Relational Egalitarians." *Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary Vol. 36: 1-23.
- Barry, Nicholas (2006) "Defending Luck Egalitarianism." *Journal of Applied Philosophy* 23: 89-107.
- Cohen, G. A. (1989) "On the Currency of Egalitarian Justice." *Ethics* 99: 903-944.
- (2008) *Rescuing Justice and Equality*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Darwall, Stephen (2009) *The Second-Person Standpoint: Morality, Respect, and Accountability*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社、二〇〇二)
- (2002) "Sovereign Virtue Revisited." *Ethics* 113: 106-143.
- Estlund, David (2011) "Human Nature and the Limits (If Any) of Political Philosophy," *Philosophy and Public Affairs* 39: 207-237.
- Hirose, Iwao (2014) *Egalitarianism*. London: Routledge. (齊藤拓訳『平等主義の哲学——ロールズから健康の分配まで』勁草書房、二〇一六)
- Inoue, Akira (2016) "Can Luck Egalitarianism Serve as a Basis for Distributive Justice? A Critique of Kok-Chor Tan's Institutional Luck Egalitarianism." *Law and Philosophy* 35: 391-414.
- Knight, Carl (2013) "Luck Egalitarianism." *Philosophy Compass* 8: 924-934
- Lippert-Rasmussen, Kasper (1999) "Arneson on Equality of Opportunity for Welfare." *Journal of Political Philosophy* 7: 478-487.
- (2001) "Egalitarianism, Option Luck, and Responsibility." *Ethics* 111: 548-579.
- (2016) *Luck Egalitarianism*. London: Bloomsbury.
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books. (嶋津格訳『アナキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』木鐸社、一九九四)
- Pogge, Thomas (2009) "Cohen to the Rescue!" In Brian Feltham (ed.) *Justice, Equality, and Constructivism: Essays on G. A. Cohen's Rescuing Justice and Equality*. Oxford: Wiley-Blackwell: pp. 5-25.
- Price, Terry L. (1999) "Egalitarian Justice, Luck, and the Costs of Chosen Ends." *American Philosophical Quarterly* 36: 267-278.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University Press.
- Scheffler, Samuel (2010) *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*. New York: Oxford University Press.
- Segall, Shlomi (2010) *Health, Luck, and Justice*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Tan, Kok-Chor. (2012) *Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*. Oxford: Oxford University Press.
- Vallentyne, Peter (2002) "Brute Luck, Option Luck, and Equality of Initial Opportunities." *Ethics* 112: 529-557.
- Wilkinson, T. M. (2000) *Freedom, Efficiency, and Equality*. New York: St. Martin's Press.
- 井上彰 (二〇一五) 「運の平等論とカタストロフィ」『立命館言語文化研究』第二六巻四号、二三一-二四七頁
- (二〇一六) 「運の平等と個人の責任」宮本太郎・橋本俊詔 (監修) 後藤玲子 (編著) 『正義』ミネル

ヴァ書房、第一二章、一五七—一六七頁

—— (二〇一七)『正義・平等・責任——平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店

※本稿はJSPS 科研費 15K02022 および 16K13313 による研究成果の一部である。なお本稿は、二〇一六年一〇月一日に開催された日本倫理学会第六七回大会で報告したものをベースとしたものである。その際に(あるいは懇親会、二次会にて)有意義な質問およびコメントをくださったみなさんに、ここに記して感謝申し上げたい。